

# 早めに確定申告をしましょう!

国税庁のホームページの情報をもとに作りました。

令和5年(2023年)分の申告をする期間

2024年2月16日(金) ~ 2024年3月15日(金)

※3月15日までに確定申告をしなかった人は、できるだけ早く申告してください。期間内に申告しなかった場合は、無申告加算税(申告が遅くなった時に追加でかかる税金)も払う必要があります。

◆確定申告の必要がない人の還付申告(税金が戻ってくる時の確定申告)は、還付申告をする年分を次の年の1月1日から5年間以内に行うことができます。そのため、令和元年分(2019年分)の申告をまだしていない人は、令和6年(2024年)12月31日まで申告することができます。

## 確定申告とは、何ですか?



所得税をいくら払う必要があるかは、1月1日から12月31日までの1年にももらった給料などで決まります。この所得税は毎月の給料から引かれます。1年間で払った税金が多かったか少なかったか確認するために「確定申告」をします。多かった時は、税金が戻ってきます。少なかった時は、足りない分を払います。

## 誰が確定申告をしますか?

下の①から③の人は確定申告をする必要があります。

- ① 給与所得がある人(会社で働いている人など)  
※職場が★年末調整をしているため、多くの人は確定申告をする必要はないです。
  - ② 年金などの雑所得だけももらっている人(会社で働いていない人)
  - ③ 退職所得がある人(会社をやめた後に手当などをもらった人)
- ①~③以外でも申告する必要がある場合もあります。



★年末調整: 職場が1月から11月に払った税金が多かったか少なかったか、12月に計算します。多かった時はその分を12月の給料で払い戻します。

ポイント: 下の①から④のすべて当てはまる人は、確定申告する必要はない可能性が高いです。

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| ① 1年の給与所得が2,000万円以下 | ③ 職場に年末調整をしてもらっている   |
| ② 1つの会社で働いている       | ④ 給料以外で20万円以上もらっていない |

## 申告書を作る・提出する

国税庁の「確定申告書等作成コーナー」にアクセスして、パソコン又はスマートフォンで確定申告書などを作ることができます。下の①か②の方法で提出ができます。

- ① e-Taxで提出する(マイナンバーカード、または税務署からもらうID・パスワードが必要です。)
- ② 印刷して郵便で送る、もしくは印刷して窓口にもって行く



マニュアルなど

### ① 外国人向け確定申告書等作成コーナー入力マニュアル(簡易版) 2023年分

言語: 英語、中国語(簡体字・繁体字)、ベトナム語、ネパール語、ポルトガル語  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2023/foreigner/index.htm>

### ② 令和5年分 所得税等確定申告の手引き

言語: 英語  
<https://www.nta.go.jp/english/taxes/individual/index.htm>

### ③ 非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ

言語: 日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語  
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/gaikokugo/02.htm>

